平成３０年（フ）第２９６号
横浜市磯子区中原１丁目１番31―305号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　弘吏
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月24日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
秋田県由利本荘市東由利舘合字歩両面２番地３
債務者　菅原健太郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第２６号
秋田市仁井田福島２丁目２番21号　エミアルカテー104
債務者　手塚　　裕
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８号
静岡県沼津市松長714番地の４
債務者　小澤　　達
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　陽子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
札幌市南区南32条西10丁目３番26号　アドアストラ南32―201号
債務者　庭田　浩之
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４５号
東京都立川市錦町１丁目15番25号タカノハイツ302号
債務者　上田カナヱ
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　智仁
4　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８号
岐阜県美濃市蕨生387番地
債務者　五十川則利
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７７号
静岡県浜松市東区有玉北町1221番地の１
債務者　鈴木　祥睦
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　哲久
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
栃木県佐野市犬伏下町1802番地５、前住所栃木県佐野市富岡町331番地
債務者　飯野　　博
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長壁　優子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２６号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎27番地の２
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３３０号
横浜市戸塚区矢部町548番地20
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　健一
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
山口県防府市中西12番50号
債務者　大野　義幸
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　修司
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
宮崎県都城市南横市町3885番地16
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大樹
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５号
北九州市八幡西区上上津役４丁目18番５号(201)
債務者　三善惠美子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部